事 務 連 絡 平成 20 年 12 月 17 日

八幡浜市指定 地域密着型サービス事業者 御中

八幡浜市保健センター介護サービス係

八幡浜市地域密着型サービス事業者に係る指定の更新について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険法の改正により、介護保険サービス事業者の指定に有効期間(6年・経過措置あり)が設けられ、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって指定の効力を失うこととなりました。

ついては、各事業所におきまして、別紙「八幡浜市指定地域密着型サービス 事業所の指定更新一覧表」を確認し、<u>指定の有効期間が満了する 2 ヶ月前まで</u> に、更新申請を行うようにご注意願います。

なお、更新申請に係る必要な申請書類等[八幡浜市保健センター介護サービス係ホームページに掲載:八幡浜市公式 HP トップ/暮らしの情報 介護福祉/総合案内/介護保険サービス案内(申請書様式など)]については、下記の通りと致しますので、よろしくお願い致します。

記

1. 提出書類

- ① 指定(更新)申請書(第1号様式)
- ② 指定に係る記載事項(付表〇-1) ※該当サービス分を使用
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)
- ④ 誓約書 (参考様式 9-1 又は 9-2)
- ⑤ 役員等名簿(管理者含む)の電磁ファイル ※データで提出
- ⑥ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※加算等算定に伴う添付資料も提出

- ⑦ 職種別研修修了者確認表
- ⑧ 現に効力のある指定書の写し
- 2. 提出期限 指定の有効期間の満了する 2 ヶ月前
- 3. 提出先 八幡浜市保健センター介護サービス係

〒796-0021 八幡浜市松柏乙 1101 番地 八幡浜市保健センター介護サービス係 TEL 0894-24-6626 FAX 0894-24-6652 takahasi-tokihide@city.yawatahama.ehime.jp

八幡浜市指定地域密着型サービス事業所の指定更新一覧表

事業所名	サービス区分	指定年月日	有効期間満了日	期間	所在地	処理状況	備考
グループホーム夏みかん	認知症対応型共同生活介護	平成13年3月28日	平成21年3月27日	8年	八幡浜市		
グループホーム優瑠里	認知症対応型共同生活介護	平成16年3月24日	平成22年3月23日	6年	八幡浜市		
アクティブライフ保内	認知症対応型共同生活介護	平成16年8月9日	平成22年8月8日	6年	八幡浜市		
グループホームサルビア①	認知症対応型共同生活介護	平成16年9月30日	平成22年9月29日	6年	八幡浜市		
グループホームサルビア②	認知症対応型共同生活介護	平成17年3月9日	平成23年3月8日	6年	八幡浜市		増設
アクティブライフ松柏	認知症対応型共同生活介護	平成17年3月15日	平成23年3月14日	6年	八幡浜市		
グループホーム橙園	認知症対応型共同生活介護	平成17年3月28日	平成23年3月27日	6年	八幡浜市		
デイサービス橙園	認知症対応型通所介護	平成17年3月28日	平成23年3月27日	6年	八幡浜市		
小規模多機能型居宅介護めぐみ	小規模多機能型居宅介護	平成18年10月1日	平成24年9月30日	6年	八幡浜市		
優瑠里デイサービス釜倉	認知症対応型通所介護	平成19年4月1日	平成25年3月31日	6年	八幡浜市		
デイサービスウェル	認知症対応型通所介護	平成19年4月1日	平成25年3月31日	6年	八幡浜市		
デイサービスセンター龍星	認知症対応型通所介護	平成19年9月1日		6年	大洲市		H19.9.30廃止
ニチイのほほえみ八幡浜	認知症対応型共同生活介護	平成19年11月1日	平成25年10月31日	6年	八幡浜市		
グループホーム銀河	認知症対応型共同生活介護	平成20年4月1日	平成26年3月31日	6年	大洲市		みなし更新
相川デイサービスセンターあいあい	認知症対応型通所介護	平成20年6月1日	平成26年5月31日	6年	吹田市		
優瑠里デイサービス	共用型認知症対応型通所介護	平成20年7月1日	平成26年6月30日	6年	八幡浜市		
グループホームかざぐるま	認知症対応型共同生活介護	平成20年10月1日	平成26年9月30日	6年	伊方町	_	みなし更新
グループホームやすらぎの家	認知症対応型共同生活介護	平成20年11月22日	平成26年11月21日	6年	大洲市		みなし更新

指定日	指定有効期間	備考		
平成12年4月1日~平成13年3月31日	指定を受けた日から8年間	平成12年4月1日以前に指定を受けた事業所については、平成12年4月 1日より、指定を受けたものとみなす。※最初の更新のみ適用の有効期		
平成13年4月1日~平成14年3月31日	指定を受けた日から7年間			
平成14年4月1日~平成18年3月31日	指定を受けた日から6年間	間であり、2回目以降の更新については6年ごとになる。		
平成18年4月1日~	指定を受けた日から6年間			